

ROSEリポジトリいばらき（茨城大学学術情報リポジトリ）

Title	フランス不法行為法と人格権（2）：人格権保護の二元的構造
Author(s)	石井, 智弥
Citation	茨城大学人文社会科学部紀要. 社会科学論集(3): 1-10
Issue Date	2018-09-21
URL	http://hdl.handle.net/10109/13603
Rights	

このリポジトリに収録されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作権者に帰属します。引用、転載、複製等される場合は、著作権法を遵守してください。

お問合せ先

茨城大学学術企画部学術情報課（図書館） 情報支援係
<http://www.lib.ibaraki.ac.jp/toiawase/toiawase.html>

フランス不法行為法と人格権 (2)

—人格権保護の二元的構造—

Les délits civils et les droits de la personnalité en France

石井智弥

目次	1. 判例の状況	
第1章 はじめに		(以上、本号)
第2章 不法行為と人格権	2. 理論的位置付け	
第1節 フランス不法行為法の概要	3. 人格権保護と制裁的機能	
1. 構造	第3節 訴権と人格権	
2. 要件	第4節 小括	
		(以上、2号)
3. 民事責任法改正の動向	第3章 生命・身体侵害の不法行為	
第2節 非財産的損害	第4章 私生活侵害の独自性	
	第5章 終わりに	

3. 民事責任法改正の動向

(1) 2017年公表草案の概観

近年、フランス民法は大きな改正を数次にわたり行い、歴史的な変革を迎えている。このフランス債務法の改正は、2004年にフランス民法典が誕生から200年を迎えたのを契機にして機運が高まり、2005年にピエール・カタラ教授を長として作成された改正草案(カタラ草案)¹が司法大臣に提出され、さらに2008年から2013年にかけてフランソ

ワ・テレ教授のグループによる改正草案²が公表された。実際の改正については、2008年に時効の規定が改正され、その後しばらく間が空いたが、2016年に契約法、債務の一般制度、証拠・証明の規定が大きく改正されている³。但し、契約責任を含む民事責任法については先送りされたため、不法行為法に関しても、前述のように2016年の改正で条文の番号は移動したが、その内容は改められなかった。しかし、民事責任法に関する改

- 1 Ministère de la justice, *Avant-projet de réforme du droit des obligations et de la prescription*, 2006. カタラ草案を解説する邦語文献として、廣峰正子『民事責任における抑止と制裁』(日本評論社、2010年〔初出「法の科学」39号、2008年〕)107-127頁、全文の翻訳として、上井長十「フランス債務法及び時効法改正草案構想(avant-projet)—カタラ草案—試訳(1)～(4・完)」三重大学法経論叢26巻2号(2009年)145頁、27巻1号(2009年)21頁、28巻1号(2010年)47頁、28巻2号(2011年)127頁がある。
- 2 sous la direction de F.Terré, *Pour une réforme du droit des contrats*, Dalloz, coll. Thèmes et commentaires, 2009., *Pour une réforme du droit de la responsabilité civile*, Dalloz, coll. Thèmes et commentaires, 2011., *Pour une réforme du régime général des obligations*, Dalloz, coll. Thèmes et commentaires, 2013. なおカタラ草案とテレ草案の二つを紹介するものとして、中原太郎(訳)「フランス民事責任法改正に関する2つの草案(カタラ草案・テレ草案・規定対照表)」法学81巻1号(2017年)24頁。

正準備草案がすでに2016年に公表され⁴、それに対するパブリックコメントも募集された。このパブリックコメントを踏まえた上で、再度2017年に改正草案が公表された。今後、不法行為法についても内容の変更が起り得ると考えられ、実際、2018年中に成立するとも言われている⁵。それゆえフランス不法行為法の概要を語るには民事責任法に関する改正草案も一瞥していく必要があるが、内容が大部であり、また債務法改正の考察が本研究の目的ではないため、ここでは本論文に関連する部分に絞り、一部分だけを取り上げていく。以下、草案の条文を記載する⁶。

民法典第3巻 (titre III)

第3部 (livre III)

第2編 (SOUS-TITRE II) 民事責任

第1章 (CHAPITRE I) 冒頭規定

第1233条

契約上の債務の不履行の場合、債務者及び債権者は、契約外責任に特有な規則を選択して、契約上の責任に固有の規定の適用を免れることはできない。

第1233-1条

身体的被害 [dommage corporel] から生じる損害 [préjudice] は、契約の履行において生じたものであっても、契約外責任の規則に基づいて賠償される。

ただし、被害者は、契約外責任の規定を適用するよりも自らに有利である明確な契約条項を、援用することができる。

-
- 3 改正の経緯については、Betrand Fages *Droit des obligations*, 7^{éd.} 2017. n°12-15. 邦語文献としては、金山直樹「フランス民法典改正の動向」石井三記編『コード・シヴィルの200年』（創文社、2007年）289頁以下、平野裕之「フランス民法改正動向から日本民法改正をどのように見るか」法律時報別冊『民法改正を考える』（2008年）31頁以下、同「身体損害についての損害賠償責任の一元化—フランス民事責任改革準備草案—」法学研究90巻5号（2017年）108頁などがある。また、2016年の法改正に関する邦語文献としては、中田裕康「2016年フランス民法（債権法）改正」日仏法学29号（2017年）97頁、荻野奈緒・馬場圭太・齋藤由起・山城一真（訳）「フランス債務法改正オールドナンス（二〇一六年二月一〇日のオールドナンス第一三一号）による民法典の改正」同志社法学69巻1号（2017年）279頁などがある。
- 4 2016年の準備草案に関する邦語文献として、中原太郎（訳）「民事責任の改正に関する法律草案（フランス司法省・2016年4月29日）」法学80巻5号（2016年）104頁、ヨナス・クネチュ（ジョナス・クネシュ）（中原太郎・訳）「フランス民事責任法改正—2016年4月29日の司法省法律草案の比較法的検討」法学80巻5号（2016年）86頁、廣峰正子「フランス不法行為法改革の最前線」法時89巻2号（2017年）94頁、鈴木清貴「フランス民事責任改正法草案（2016年4月29日）試訳」武蔵野大学政治経済研究所年報14号（2017年）121頁などがある。
- 5 オリヴィエ・グート（野澤正充・訳）「フランスにおける民事責任法改正草案（2017年3月13日の改正草案）」立教法学96号（2017年）212頁。
- 6 草案については、フランス司法省のホームページから入手した。

http://www.justice.gouv.fr/publication/Projet_de_reforme_de_la_responsabilite_civile_13032017.pdf (2018年5月28日確認)

なお、Alain Bénabent *Droit des obligations*, 16^{éd.} 2017. n°694. においても草案の全文が掲載されている。全文の翻訳として鈴木清貴「フランス民事責任改正草案（2017年3月13日）試訳」武蔵野法学7号（2017年）230頁がある。

—略—

第2章 責任要件

第1節 (SECTION 1) 契約責任及び契約外責任に共通する規定

第1款 (Sous-section 1) 賠償される損害

第1235条

被害〔dommage〕から生じる確実な損害及び適法な利益への侵害〔lésion〕から成る損害はすべて、財産的であるか否かを問わず、賠償される。

第1236条

将来の損害は、それが現状から確実かつ直接に拡張したものであるとき、賠償される。

第1237条

原告から主張された差し迫った被害の実現の予防、あるいはその悪化の回避、さらにはその減少を目的とする費用は、それが合理的に生じたものであるとき、賠償される損害となる。

第1238条

有利な可能性の現実かつ確実な消滅だけが、賠償される機会の喪失となる。

この損害は、機会の喪失に釣り合うものでなければならず、この機会が実現した場合にもたらしたであろう利益と等しいものにはならない。

第2款 因果関係

第1239条

責任は、被告の帰責となる行為と被害との間の因果関係の存在を前提とする。

因果関係は、あらゆる方法において証明される。

—略—

第2節 非契約責任固有の規定

第1款 非契約責任を惹起する行為

第1目 過失〔faute〕

第1241条

自らの過失によって生じた加害〔dommage〕については責任を負う。

第1242条

法律の規定の違反又は慎重さ〔prudence〕若しくは注意〔diligence〕の一般義務に背くことは、過失を構成する。

—略—

第4章 責任の効果

第1節 原則

第1258条

賠償〔réparation〕は、被害者を可能な限り、損害を生じさせる行為がなかったのであれば置かれていたであろう状態に戻すことを目的とする。被害者に利得も損失も生じさせてはならない。

第1259条

賠償は、現物賠償〔réparation en nature〕又は損害賠償の形式を取ることができ、損害の全額賠償〔réparation intégrale〕を確保するために、この二種類の手段は併用することができる。

第1款 現物賠償

第1260条

現物賠償は、被害を取り除き、減少させあるいは埋め合わせるのに特に適したものでなければならない。

第1261条

現物賠償は、被害者に強制するものではない。現物賠償は、それが不可能である場合、あるいは賠償責任者の代償と被害者の利益の間に明白な不均衡がある場合にも、命じられることはない。

以上の条件の下、同様に裁判官は、被害者自

身が賠償責任者の費用で現物賠償を行うことを認めることができる。裁判官は、賠償責任者に対し、必要な額を事前に支払うよう命じることができる。

第2款 損害賠償

第1262条

損害賠償は、被害が顕在した日から損害の内容と評価に影響しえたすべての事情と合理的に予見しうる被害の変遷を考慮して、判決当日に評価される

判決以後に被害が悪化した場合、被害者は、それによって生じた損害に対する賠償金〔indemnité〕の補充を求めることができる。身体的な被害の場合、被害者は同様に、当初の請求に含まれずに先在していたあらゆる項目の損害を補充する補償〔indemnisation〕を請求することができる。

損害の各項目は個別に評価される。

第1263条

身体的被害の場合を除き、被害者が特に負担能力の観点において損害の悪化を回避するのに適した確実かつ合理的な措置を取らなかったとき、損害賠償は減ぜられる。

第1264条

被害者は与えられた金額を自由に処分することができる。

—略—

第4款 違法の停止〔La cessation de l'illicite〕

第1266条

非契約的事案においては、場合によって受ける損害の賠償とは別に、裁判官は被害を予防しあるいは原告が受ける違法な侵害〔le trouble illicite〕を停止させるのに適した合理的な措置を命じることができる。

第5款 過料

第1266-1条

非契約的事案において、加害の惹起者が利益を得るためあるいは支出を免れるために意図的に過失を犯したときは、裁判官はその者に対し、被害者又は検察官の求めに応じ、特別に理由づけられた判決によって、過料〔amende civile〕の支払を命じることができる。

この過料は、犯した過失の程度、惹起者の負担能力及びそれによって得たであろう利益に応じて科される。

過料は、得た利益の総額の10倍を上回ることができない。

賠償責任者が法人である場合、過料は、過失を犯した事業年度に先立つ年度以降で、終了した事業年度のうちの一年度の間にフランスで得た最も高い、税を差し引いた総取引額の5%にすることができる。

この過料は、受けた被害の性質に関連する補償基金の資金に割り当てられ、そうしない場合には国庫に割り当てられる。

過料の支払は保険の対象とされない。

—略—

第2節 特定の被害類型から生じる損害の賠償に関する特則

第1款 身体的被害から生じる損害の賠償に関する特則

—略—

第1269条

身体的被害から生じた財産的及び非財産的損害は、コンセイユ・デタにおけるデクレによって定められた損害項目の無制限一覧表によって、項目ごとに決定される。

第 1270 条

特別な定めのある場合を除き、機能障害は症状固定後において、統一された医学上の指標の早見表に従って判定され、この早見表の作成、改定、発行方法は行政手続きにより定められる。

第 1271 条

CONSEIL · デタにおけるデクレが、賠償の指標となる参照情報に従って評価される非財産的損害の項目を定め、それら項目の作成及び公表の方式を決定する。この参照情報は、裁判機関によって認められた賠償方法の進展に応じて、3年ごとに見直される。

上記の目的のため、国家の管理の下、 CONSEIL · デタにおけるデクレで定めた条件において、交通事故の被害者の身体的被害の賠償に関する控訴院の確定判決は集積情報として収集される。

第 1272 条

職業上の収入の喪失、近親者の所得の喪失あるいは第三者の扶助を名目として義務付けられる賠償は、原則として定期金方式で認められる。定期金は、行政手続きによって定められ、最低賃金の増減に連動した指数に基づき、変動する。

当事者の合意によって、あるいは特別に理由が付された判決に基づいて、定期金は、行政手続きにより定められた表に従って、元金に換算することができ、この表は、予測可能なインフレーションを考慮した利率に基づき、国立統計経済研究所によって公表された平均余命の最新統計評価に従って3年ごとに更新される。

定期金が、約定又は判決によって、将来の損害の賠償として支払われる場合、定期金受給権者は、個人的状況が正当化するとき、前項で適用された換算表に従って、期限の到来する定期金支給額の全部又は一部を元金に換え

て請求することができる。

—以下、略—

(2) 要旨

限られた範囲であるが、内容について触れておこう。まず、成立要件に関する部分については、現行の不法行為の規定で包括的に記されている要件（過失、損害、因果関係）をそれぞれ独立して規定し、特に損害については、これまで条文上明記されていなかった、確実性と適法性を明示した。さらに、将来の損害や機会の喪失の問題も条文の中に盛り込み、言及している。損害の内容に関しては、財産的であるか非財産的であるかを問わず、賠償の対象になることが明記された。また、身体的損害については、非両立の原則（*règle du non-cumul*）を扱う規定として第 1233 条を置いた上で、続く第 1233-1 条において、非契約的責任に基づく賠償だけが認められるとし、例外として、被害者に有利な契約条項の援用も認めている。

次に、救済手段に関しては、損害賠償（金銭賠償）以外にも救済手段として現物賠償を明記し、場合によっては併用することも認めている。違法な行為を差し止める手段としては、「違法の停止」が明記されている。さらに、これまで民事訴訟法の規定や後見人の職務違反等で民法に規定されていた過料制度が不法行為の事案にも適用されることが記された。過料制度は、「違法の停止」において期待される予防的機能を強化するものと言えるが、被害者を豊かにすることが目的ではないので、過料の額は補償基金や国庫に支払われることとしている。

これまでの判例及び学説の解釈を反映させたものも多々あり、実際にどのように改正されることになるのかも分らないので、この改正案に基づいて全てを論じることはできないが、フランス不法行為法の到達点を知る上

では、十分に参考になるものであろう。こうしたフランス不法行為法の現状を確認した上で、次に、人格権侵害において主要な損害となる非財産的損害について見ていく。

第2節 非財産的損害

フランスでの人格権概念の生成は、非財産的損害の研究と深く結びついている⁷。このことから、人格権と不法行為法との関連を検討する上で、この損害を考察することは不可欠と言えよう。そこで以下では、まず判例の現状を確認し、その後、理論状況と制裁的慰謝料論の問題を考察する⁸。

1. 判例の状況

被害者自身への加害行為により生じた被害者の精神的苦痛などは、フランスでも賠償請求が認められているが、そうした非財産的損害がどこまで認められているのかを探るために、ここでは日本でも議論のあった特殊な事案に関する判例や多様な賠償名目の事例を見ていく。

(1) 慰謝料請求権の相続

死亡した被害者の慰謝料請求権が相続の対象になるのか、という問題について、日本では昭和42年11月1日の最高裁大法廷判決

(民集21巻9号2249頁)において、被害者による慰謝料請求の意思表示を必要としない当然相続説が採用され、確定した判例とされている。フランスでは、「相続した損害」の賠償という形式で認める判決が破毀院混合部において1976年4月30日の二つの事件で下された⁹。一つは、交通事故で亡くなった両親が事故から死亡までの間に被った苦痛について、その息子が「相続した損害」の賠償として請求したものである(第一事件)。他方の事案は、交通事故で息子を亡くし、精神的苦痛を被った両親がその後に死亡し、その両親の精神的苦痛に対する賠償請求権を相続人が相続し行使したものである(第二事件)。これに対し破毀院混合部はそれぞれ次のように判示した。

「鑑みるに、これらの条文〔不法行為の規定等〕から次のような結論に至る、すなわち、損害の被害者は全て、その損害の性質がいかなるものであろうとも、過失によってその損害を生じさせた者から賠償を得る権利を有する。被害者が生前に受けた身体的苦痛から生じる損害の賠償請求権は、被害者の財産の中に生じたものであるから、被害者の相続人に承継される。」¹⁰(第一事件)

7 非財産的損害との関連で人格権を考察するフランスの学説については、拙稿「フランス民法における人格権保護の発展—尊重義務の生成—(1)、(2)」茨城大学人文学部紀要社会科学論集第50号(2010年)、51号(2011年)。

8 フランスの非財産的損害ないし慰謝料請求に関する先行研究として、中川善之助『身分法の総則的課題』(岩波書店、1941年)所収の「身分権の侵害と慰謝料の原理」〔初出法律時報5巻7号(1933年)〕・「無形損害に関する一研究—フランスに於ける判例法的発展—」〔初出東北帝国大学法文学部編・十周年記念法学論集(1934年)〕・「生命侵害に於ける反射損害・特に無形損害—フランス判例法を通してわが民法七一条を見る—」〔初出法学4巻1,3,5号(1935年)〕、植林弘『慰謝料算定論』(有斐閣、1962年)77頁以下、淡路剛久「慰謝料の比較法的研究:フランス」比較法研究44号(1982年)5頁、難波讓治「フランス法における近親者損害の賠償」國學院法学40巻4号(2003年)287頁、大澤逸平「民法七一条における法益保護の構造(一)」法協128巻1号(2011年)228頁以下・同(二)法協128巻2号(2011年)453頁以下がある。

9 D.1977.185.

10 *ibid.*,p.185.

「鑑みるに、これらの条文〔不法行為の規定等〕から次のような結論に至る、すなわち、損害の被害者は全て、その損害の性質がいかなるものであろうとも、過失によってその損害を生じさせた者から賠償を得る権利を有する。息子の死亡を理由にその両親が被った精神的苦痛により生じた損害の賠償請求権は、…その両親の財産の中に生じたものであるから、両親の死亡に際しては、相続人に承継される。』¹¹ (第二事件)

さらに破毀院は、死亡した被害者の機会の喪失に対する損害賠償も相続されると判断している。この事件の死亡した被害者は、1997年8月、太腿に現れた変異物をスピッツ母斑（黒子）と診断されたが、1998年5月にそれは転移性の悪性黒色腫であることが分かり、1999年1月15日に19歳で亡くなった。そこで被害者の両親（母親と義父）はスピッツ母斑と誤診した医師及び医療機関を訴え、その中で母親は、生存の機会を喪失したことによって被害者に生じた損害賠償請求権を相続した旨を主張した。破毀院は、1976年の判決と同様に、すべての被害者には、損害の性質がいかなるものであろうとも、その損害を生じさせた者から賠償を得る権利を有するとし、「被害者が、生存の機会の喪失を理由に、生前に受けた精神的苦痛から生じる損害の賠償請求権は、被害者の財産の中に生じたものであるから、被害者の相続人に承継される。」と判示した¹²。

そしてコンセイユ・デタの判決においてもこのような判断は支持され、パリ市内の病院¹³で行われた手術の際にC型肝炎ウィルスに感染し、その後死亡した被害者の相続人が賠償

請求した事件において、次のように判決している。すなわち「鑑みるに、損害賠償の権利は、その損害がどのようなものであれ、直接の原因となる行為がなされた時から生じる。損害の被害者が、自ら賠償訴権を行使する前に死亡した場合、その権利は生前に被害者の財産の中に生じたものであるから、その相続人に承継される」¹⁴。

(2) 法人の非財産的損害

法人が受けた非財産的損害に対する賠償の問題は、日本では法人の慰謝料請求権の可否として論じられた。判例では、昭和39年1月28日の最高裁判決（民集18巻1号136頁）において「…民法上のいわゆる損害とは、一口に云えば侵害行為がなかったならば惹起しなかったであろう状態（原状）を(a)とし、侵害行為によって惹起されているところの現実の状態（現状）を(b)とし、 $a - b = x$ そのxを金銭で評価したものが損害である。そのうち、数的に算定できるものが有形の損害すなわち財産上の損害であり、その然らざるものが無形の損害である。しかし、その無形の損害と雖も…侵害行為の程度、加害者、被害者の年齢資産その社会的環境等各般の状況を斟酌して右金銭の評価は可能である。」「…法人の名誉権侵害の場合は金銭評価の可能な無形の損害の発生すること必ずしも絶無ではなく、そのような損害は加害者をして金銭でもって賠償させるを社会観念上至当とすべき…」と判示され、この見解が現在まで維持されている。フランスでもこの問題は、裁判上問題となっており、下級審判決では次のような事例がある。

11 *ibid.*, p.185-186.

12 Civ.1^{re}, 13 mars 2007, *Bull. civ.* 2007, I, n°118.

13 手術がなされたのはパリ市内の病院であるが、訴えられたのはパリ市内の病院を管理する公的施設（l'Assistance publique-Hôpitaux de Paris）であったため、行政裁判の事案となっている。

14 C.E., 29 mars 2000, *D.* 2000.563.

1988年のパリ大審裁判所の事件であるが、通信社がある会社について、多大な負債を指摘し「痛手を負っている」と報道したことがその会社に対する名誉毀損にあたるとされ、被害者である会社は精神的損害と営利的損害を被ったと判示された（但し、通信社が訂正を報じたことなどから、被害は減じられているとした）¹⁵。また、2001年のエクサンプロバンス控訴院の判決において、法人は、氏名権や内部的な生活（自己の社会的な存在意義を正当化する公的生活と並行して有するもの）の秘密の権利など、人格権と同一ではないがそれに類する権利の所持者であり、競争、営業所の秘密、知的財産権侵害などの分野での特別法によって守られるものではないが、法人の合意が無ければ、法人部外者が侵害してはならない私的な空間で、秘密にされた生活を展開しうることから、法人も私生活の侵害を受け得るとした¹⁶。

近年下された破毀院の事例としては、2012年5月15日の商事部の事件がある。これは、「ラ・ピッツェリア (La Pizzeria)」という名称のレストラン会社の株式を全て譲渡した譲渡人が、競業禁止を合意していたにもかかわらず、譲渡した会社を真似た装飾を用いたり、従業員を引き抜くなどの不誠実な仕方譲渡した会社と競業する行為をした事案であるが、競業行為によって被害を受けた株式の譲受人（会社）は精神的損害も主張した。控訴院では経済的損害に対する賠償として6

万ユーロを認めたが、精神的損害の請求は退けられた。これに対し破毀院は、後者の判断を破毀し、会社に精神的損害が生じることを容認した¹⁷。

(3) 動物の死

飼育している動物が死亡した場合に、飼主が加害者に対して慰謝料を請求できるかについては、日本では下級審に事例で肯定する判決が多くみられる¹⁸。フランスでも次のように肯定する判決が出されている。

下級審の事例では、1962年10月30日のカーン大審裁判所の事件がある。これは、原告が飼い犬のダックスフントを散歩しているときに、被告のジャーマンシェパードが突然原告のダックスフントに襲いかかり、激しく噛みついたため、ダックスフントが死亡したというものである。裁判所は、「[原告]夫婦は夫婦にとって愛おしい動物の死により生じた感情損害の賠償を求めている。それら感情上の利益は保護に値するものである」ということは確かなことである」として、亡くなった犬の代価に加えて、感情損害 (préjudice affectif)¹⁹の賠償も認めた²⁰。

破毀院の事例では、競走馬の死亡の事例がある。この事件は、調教師のもとに託された競走馬が、携帯用ランプのコードを噛み、感電死したことに対し、この競走馬の所有者が賠償を求めたものであるが、1962年1月16日の破毀院第一民事部判決は「鑑みるに、生

15 Paris, 25 janv. 1988, *D.* 1988. IR. 50.

16 Aix-en-Provence, 10 mai 2001, *D.* 2002. somm. 2299.

17 Cass. com., 15mai2012, n°11-10278, *Bull. civ.* 2012. IV, n°101. *D.* 2012. 2285.

18 春日井簡判平成11年12月27日判タ1029号233頁、東京地判平成16年5月10日判タ1156号110頁、横浜地判平成18年6月15日判タ1254号216頁、東京高判平成19年9月27日判時1990号21頁など。

19 préjudice affectif あるいは préjudice d'affection については、「愛情損害」という訳もあるが（大澤・前掲注8(二)230頁注214参照）、本稿では愛情や友情も含む広い概念として「感情損害」を用いることにした。

20 TGI. Caen, 30 oct. 1962, *D.* 1963. 92.

21 Civ. 1^{re}, 16 janv. 1962, *D.* 1962. 199.

じた物的損害とは別に、動物の死は、その所有者にとって、賠償を生じさせる主観的及び感情的種類の損害の原因となりうる」と判示し、同種の他の馬を購入する費用だけでなく、愛情を寄せていた動物の死によって生じた損害の賠償も認めた²¹。また、1982年1月27日の破毀院第一民事部判決においても、獣医師が重大な理由を述べることもなく、犬の治療のために往診に行くことを拒み、その三日後にその犬が死亡した事例につき、精神的損害を含む損害賠償が犬の所有者に認められた²²。

その他、他の犬によって片目を潰された犬の飼主に対し、1,000フランの賠償が認められた事例²³や、犬の死亡に対する賠償として2,000フランが認められた事例²⁴がある。前者の事件では、飼い犬は死亡していないが、目の負傷で視界が悪くなり、路上で壁や障害物にぶつかる姿を見る飼主の悲しみが考慮された。後者の事件では、家族の一員ともいえる飼い犬の喪失が考慮されている。

(4) 身体侵害における非財産的損害

身体侵害において被害者が被る損害としては、身体的な苦痛以外の非財産的損害が生じることがあり、心的外傷後ストレス障害(PTSD)が代表例として挙げられるだろう²⁵。フランスではPTSDのような精神的な病状とは異なる内容の損害に対しても賠償が認められており、これに関する近年の破毀院の事例としては、以下のような事件がある。

まず、2010年6月17日の破毀院第二民

事部で扱われた事件では、交通事故で負傷した者Xが損害を負担する保険保障基金と和解したが、和解に基づく賠償内容について裁判で争うこととなった。Xは、特殊なスポーツを定期的に行うことやレジャーに行くことが不可能になったことを名目とする賠償を求めたが、控訴院において、これはすでに賠償が認められている楽しみの損害(*préjudice d'agrément*)に含まれるとされ、破毀院もこれを支持した。またXは、ヴァイアグラ(陰莖勃起機能不全治療薬)の費用も請求したが、これも控訴院の判決では、すでに受け取っている性的損害の賠償に含まれるとし、破毀院は次のように述べて控訴院の判断を支持した。すなわち、性的損害とは性的な領域に触れるすべての損害を含み、被害から生じる第一次生殖器及び第二次生殖器への侵害に関係した形態上の損害、性行為の実行と結びつく快楽の喪失による性行為それ自体に関する損害、肉体的な性行為能力の喪失など、生殖を不可能もしくは困難にする損害が該当するとした²⁶。

また、身体的侵害による非財産的損害としては、2011年5月12日の破毀院判決が「人生設計の損害(*préjudice d'établissement*)」を認めた²⁷。交通事故で負傷した被害者による賠償請求について、その内容が争われて事例において、破毀院は「人生設計の損害は、重大な障害を理由に家族生活の計画を実現する希望と機会を喪失することから成る。したがって、楽しみの損害や性的損害といった別の損害名目で与えられる賠償を考慮して、人

22 Civ. 1^{re}, 27 janv. 1982, *J. C. P.* 1983, II, 19923.

23 TI. Moutiers, 16 fév. 1983, *Gaz. Pal.* 1983, 2, somm. 290.

24 TGI. Bordeaux, 13 juill. 1984, *Gaz. Pal.* 1984, 2, somm. 445.

25 PTSDを理由とする慰謝料が認められた日本の裁判例として、名古屋地判平成14年9月11日判タ1150号225頁などがある。

26 Civ. 2^e, 17 juin 2010, n°09-15842, *Bull. civ.* 2010, II, n°115.

27 Civ. 2^e, 12 mai 2011, n°10-17148, *Bull. civ.* 2011, II, n°106.

生設計の損害の賠償を判断した控訴院は、非難されることとなる。」と判示した。さらに2012年1月13日の破毀院判決においても、同損害の賠償が認められている。この事件も、交通事故で身体障害者となったXがその賠償内容をめぐって裁判となった事例であるが、人生設計の損害は重大な障害により家族生活

の設計を実現する希望や機会の喪失で構成されると判示され、この損害は永久的な身体機能の欠損の損害とは区別された損害項目を成すとされた²⁸。

(いしい・ともや 本学部准教授)

28 Civ. 2°, 13 janv. 2012, n°11-10224, *Bull civ.* 2012. II, n°9.